

日立市

行政改革大綱

平成8年2月

第 1 総論

1 行政改革の基本的視点

本市では、「日立市基本構想（昭和62年12月制定）」に掲げられたまちづくりの基本理念及びその具体的な都市像の実現に向けた「日立市基本計画（平成4年度～平成8年度）」に基づき、「住むまち・働くまち・楽しむまち」を目指して、総合的かつ計画的な行政運営を着実に推進してきた。

しかし、長引く景気の低迷とその主要な要因をなしている社会経済の転換期を迎え、従来のような右肩上がりの経済成長は期待できず、地方自治体を取り巻く行財政環境は、極めて厳しい状況にある。即ち、限られた財源の中で市民福祉の向上やまちづくりに適切に応えるためには、財政が適時的確に対応しうる弾力的構造となる必要がある。

一方、高齢化・少子化・高度情報化・国際化などの動きの中で市民の価値観やニーズも安らぎやゆとり、うるおいといった心の豊かさや生活の質を重視する方向へ変化してきている。

このようなニーズに的確に応え、市民が安心して、安全に、潤いのある生活を送ることができるよう、行政の果たすべき役割を再考し、適正な人員と限られた財源で最大の効果をあげることが求められている。

前回の行政改革大綱は、昭和60年に策定され、昭和62年度までの3箇年で推進された経緯がある。

本来、行政改革とは、日々の行政運営の中で不断の努力を払い行われるべきものである。このためには、地方分権に対応できる簡素で効率的な行財政運営を確立し、すべての職員が「市民感覚とプロ意識」をより強く身につけ、新たな課題に迅速に対応できる体制づくりを進めていく必要がある。

これらを踏まえ、次の3点を基本的視点において行政改革を推進するものとする。

- (1) 市民福祉の増進、行政サービスの向上を目指した簡素で効率的な行政の推進
- (2) 時代の変化に対応した、市民にわかりやすい開かれた行政の推進
- (3) 市民と行政の責任を明確にした健全な財政運営の推進

2 行政改革の推進事項

本市の行政改革は、前項の3つの視点を踏まえ、地方自治運営の基本である「最小の経費で最大の効果」をねらうものである。

このためには、組織・機構の見直しや事務事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、時として行政も市民もしかるべき困難（痛み）を伴うものである。しかし、単なる「節約型減量型行政改革」では一時的かつ小手先の改善に終始してしまう。従来の施策の転換を求める「減量プラス活性化」及び「都市構造と執行体制の再構築」を目標として、「市民参加で未来に夢をつなぐ人間都市」の実現を目指して21世紀への新たな発展と市民福祉の一層の向上を図るものである。

そこで、行政改革の推進事項の骨子として次の6項目の重点事項を設定し、市民の理解・協力を得ながらこれを推進するものとする。

- (1) 定員管理と給与等の適正化
- (2) 組織・機構の適正化
- (3) 財政運営の健全化
- (4) 行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進
- (5) 施設管理運営の適正化
- (6) 職員の能力開発と活用

第 2 各 論

1 定員管理と給与等の適正化

職員の定員管理は、組織・機構や事務事業の見直し、民間委託の推進等と連動して一体的に行われるものである。

更に、時代の変化に応じた行政需要に的確に対応するためには部門間での人員の計画的シフトを図り、弾力的な定員管理を推進することが不可欠である。

また、職員の給与等については、より適正化を目指すものとし、特に、時間外勤務手当や特殊勤務手当については、その本来の趣旨を考慮しながら改善を図るものとする。

(1) 職員定数の適正化

職員定数については、現在、条例定数を下回っているものの、人件費の増大が財政硬直化に大きな影響を与えていることを考慮し、中・長期的事務事業の予測等を行いながら、計画的採用、適正な人員配置に努めるものとする。

【主な推進事項】

ア 中・長期的事務事業の予測等を行い、職員の重点配置及び弾力的運用を基本として、職員数削減の努力目標を掲げ、「日立市定員適正化計画」を策定する。

(2) 給与等の適正化

職員の給与その他手当等については、国、類似団体等との均衡を図り、引き続き適正化を目指すものとする。

とりわけ、時間外勤務手当や実態にそぐわない特殊勤務手当については、その趣旨を考慮して改善を図るものとする。

【主な推進事項】

ア 「健康日」を設定するなど、時間外勤務の縮小に努め、人件費の抑制を図る。

イ 特殊勤務手当を見直し、廃止、統合、額の改定等を行う。

2 組織・機構の適正化

昨今の厳しい財政状況のもとで、行政資源を有効かつ適正に活用するためには、有機的連携のもとに事務事業を推進する組織のあり方が求められている。

このためには、特に共通する事務部門の統合や役割の後退した組織を整理統合するなど、事務の再配分をも考慮しながら簡素で効率的な行政運営を確保するものとする。

【主な推進事項】

- ア 市長部局の事務事業を見直し、組織の統廃合を図る。
- イ 消防署所の配置、消防装備を見直し、消防力整備計画を策定する。
- ウ 教育委員会の事務事業を点検し、組織の見直しを図る。
- エ 企業局組織を見直し、事務部門の統合化を図る。

3 財政運営の健全化

本市の財政の現状を平成6年度決算統計からみると、経常収支比率は、84.0%である。ひとつの指標として、これを都市の標準値である75%を目標に改善を図らなければならない。

そこで、限られた財源の中で、財政が弾力的構造になるためには、一般財源の確保に努め、歳出の抑制を進めていかなければならない。特に、経常的経費のうち、義務的経費が年々増加して、投資的経費を圧迫している現状から、とりわけ人件費の抑制に努めるものとする。

更に、所期の目的を果たし、その役割が終了したと思われる事務事業や委託業務・補助金等の見直しに努めるものとする。

そのほか、財源の確保・拡充の観点から受益者負担を見直し、使用料・手数料の適正化を図っていくものとする。

(1) 事務事業の見直しによる財源の確保

多くの事務事業の中には、既に役割が終了したと思われるものや不要、不急と思われる事務事業が、長年の経緯を踏まえて存続している。これらの事務事業を、必要性、効率性、緊急性等の観点から点検して廃止、統合を図り、財源の確保に努めるものとする。

【主な推進事項】

- ア 収納体制を強化し、収納率向上に努める。
- イ 市税前納報奨金制度及び納税組合市税完納奨励金制度を見直す。
- ウ 国民健康保険料完納奨励金制度を見直す。
- エ 財産管理の適正化に努める。
- オ 敬老会の対象年齢の引上げ、記念品の検討など開催事業を見直す。

(2) 委託業務・補助金等の適正化

本市では、従来から民間委託の積極的な推進や補助等により効果的行政運営を図ってきた。

しかし、委託や補助等については、その目的、効果、直営経費との比較等を常にチェックし、慢性化を避けなければならない。

この意味から、特に平成6年度において「委託業務及び補助金等検討委員会」を設置し、廃止、削減、統合等の見直しを実施したところである。更に、この実効性を高めるため、継続的に見直しを行い、新規の委託業務・補助金等の抑制を図りながら適正化に努めるものとする。

【主な推進事項】

- ア 委託業務のより適正な執行を図るため、必要な委託の基準及び手続を定める。
- イ 補助金等の抑制、交付団体の整理統合化など、補助金等の適正執行に努める。
- ウ 特別会計の自主財源の確保に努め、一般会計繰出金等の抑制を図る。

(3) 使用料・手数料の適正化

特定の市民に便益が及ぶ行政サービス（受益）については、そのサービスの度合い、コストに見合った適正な負担を求めるのが原則である。

上記基本原則を踏まえて、類似都市、近隣自治体等の状況を考慮しながら、「使用料・手数料見直し検討委員会」において使用料・手数料の適正な負担について見直しを図るものとする。

4 行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進

行政サービスの課題の一つは、行政能率の向上を図り、迅速かつ適切な市民サービスの提供を行うことである。

本市では、これまでも小集団活動（OM運動）や職員提案・実績報告制度などにより、日々工夫改善を図りながら事務事業の見直しを進め、積極的に効率行政の推進に努めてきた。

しかし、高齢化・国際化・情報化等社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開できるよう、新たな発想の転換が必要である。

このために、従前の事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや事務のOA化により事務手続の簡素化・効率化・高度化を進め、行政サービスのなお一層の向上に努めるものとする。

更に、行政責任が確保され、市民サービスの維持向上等が図れるものについては、積極的に民間委託の推進に努めるものとする。

(1) 事務事業の見直しによる行政サービスの向上

本市では、これまでも社会情勢の変化や市民ニーズを把握しながら多岐にわたる行政サービスを実施してきたが、来たるべき高齢化社会に向け、また、未来を担う子供たちが安心して生活でき、災害に強いまちづくりを目指した行政サービスに努めるものとする。

【主な推進事項】

- ア 地域防災計画を見直し、安全で災害に強いまちづくりを目指す。
- イ ごみの減量化対策をより一層推進する。
- ウ 小学校の余裕教室を活用して「児童クラブ」の増設を図り、家庭児童の育成に努める。
- エ ひとり暮らし老人に対する支援事業を見直し、時代のニーズに合った制度の充実に努める。
- オ 老人保健福祉計画に基づき、家庭奉仕員派遣事業のサービス時間、内容の充実に努める。
- カ 地籍調査の推進を図るとともに、未登記道路の解消に努める。
- キ 幼稚園教育振興計画を策定し、少子化に伴う公立幼稚園の方向付けを行う。

(2) 事務事業の効率化及びO A化の推進

行政サービスの向上に当たっては、行政自らの減量化を図る必要がある。即ち、長年実施してきた事務事業の中で整理合理化等を見直しを行い、O A化の推進と合わせて効率化を図り、施策の迅速な意思決定に努めるものとする。

【主な推進事項】

- ア パソコンによる「家屋評価計算システム」を導入し、時間、経費の効率化を図る。
- イ 工事業者、備品台帳、常備品管理をオフコン処理からパソコン処理化して事務の効率化に努める。
- ウ 庁内の各種委員会の目的、構成員等を見直し、形骸化した委員会の整理統合、廃止等を図る。
- エ パソコンによる「人事管理システム」を導入し、正確かつ迅速な人事管理の事務処理に努める。
- オ 住宅建設の設計書作成をパソコン（C A Dを含む。）化し、事務の効率化を図る。

(3) 効果的な行政運営の推進

事務事業の見直しに当たっては、行政効果の薄くなったもの、社会経済状況の変化によりその存在価値の低下したもの等、その必要性、効果等から縮小、統廃合を図ることとする。

特に、経費の節減に伴い生み出された経費は、付加価値のある新たな事業へ振り向け、より効率的な行政運営に努めるものとする。

【主な推進事項】

ア 敬老祝金支給制度を見直し、介護や在宅福祉サービスの充実、民間福祉施設の整備・助成等に振り向ける。

イ 老人保健福祉計画に基づき、在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業を見直し、質的、量的充実を図る。

ウ 市単独の工事について、早期設計、早期発注等の効率的運用に努める。

(4) 民間委託の推進

事務事業の中には、直営に比べ委託した方が人件費の削減又は職員数の抑制といった経済性につながるもの、あるいはより行政サービスの向上につながり、効率性が高いものなど効果があがるものがある。

そこで、行政サービスの維持向上や行政責任の確保、経費の節減等に留意しつつ、民間委託を積極的に推進するものとする。

【主な推進事項】

ア 公の施設の管理運営委託について、より効率的・弾力的なサービス体制及び運営を図る。

イ 公用車のうち乗合自動車の一部について委託化を推進する。

(5) 行政責任の明確化

市民にわかりやすい行政を進める上で、手続の公平性、透明性を確保することは、市民サービスの第一歩である。また、膨大な個人情報を持つ行政にとって、その適正な管理、保護を図ることは何にもまして重大な責務である。

このための制度化を図り、行政責任を明確化することにより一層の市民サービスの向上に努めるものとする。

【主な推進事項】

ア 行政手続法の趣旨に則り、行政手続条例を制定し、申請等の手続の公平性、透明性を確保する。

イ 個人情報保護条例を制定し、市民のプライバシーや権利の保護に努める。

5 施設管理運営の適正化

施設の管理運営に当たっては、そのサービス性、機能性、経済性を十分考慮しなければならない。

特に、新たな施設の設置に当たっては、建設後の管理運営方法、経費等を予測し、最適な方策を検討するルールづくりに努める。

また、市民が利用しやすい施設運営に向けた改善を図るものとする。

【主な推進事項】

ア 「（仮称）施設建設検討委員会」を設置し、新規施設の建設、管理運営体制のルールづくりに努める。

イ 「（仮称）日立市公益法人等の職員の給与及び旅費に関する規程準則」を制定し、当該団体の健全運営と市の予算執行の適正化を図る。

ウ シビックセンターなど公の施設の管理運営について、市民が使いやすく、安全で効率的な運営に努める。

エ 公民館とコミュニティセンターの連携を図り、市民がより利用しやすい施設運営に努める。

6 職員の能力開発と活用

これまで本市では、階層別研修や実務研修、政策課題研修等、積極的に各種研修を実施し、職員の能力開発や人材育成に努めてきた。

昨今の社会経済状況のもとで、多様な市民ニーズ、行政需要に的確に応えるためには、創造的思考で政策形成能力を有する職員が不可欠である。即ち、決められた日常業務の処理だけでなく、慣例にとらわれない発想で、常に改善意欲を持った職員の育成に努めなければならない。

そこで、職員の評価方法や人材育成制度を見直し、職員一人ひとりの自主的・自発的に仕事に取り組む意識改革を進めるものとする。

【主な推進事項】

- ア 職員の意識改革を図る基礎的研修を推進しつつ、政策形成能力に重点を置いた研修の充実に努める。
- イ 多様な行政課題に柔軟に対応するため、プロジェクト・チームなどのほか、職員の流動的活用体制について研究する。

第 3 行政改革の推進に当たって

この行政改革大綱は、行政内部の案のみならず、行政改革推進懇話会や市民の方々から多くの御意見、御提案をいただき、これらを反映させて策定したものである。

しかし、行政改革は、行政自らの責任において、職員総参加で、また、県の地方分権施策等と連携・協力を図りながら、不断の努力によって確実に進めなければならない。

そこで、行政改革大綱の効果的な実施を目指し、その推進事項の全体スケジュールと進行管理を次のとおり設定するものとする。

1 行政改革の実施期間

行政改革大綱策定後、速やかにその推進計画を策定することとし、この推進計画により平成8年度から平成10年度までの3年間で順次具体的な実施を図るものとする。

2 行政改革の進行管理

行政改革大綱に基づく推進計画の進行管理については、より実効性のあるものとするため、行政改革推進本部は、行政改革推進懇話会及び市議会に対し、定期的に報告し、これらの助言、指導を反映させながら行政改革を推進していくものとする。

3 行政改革大綱及び推進状況の公表

行政改革は、市民の理解、協力を得ながら一丸となって進めるものである。このためには、十分な情報の公開、広報が不可欠である。

そこで、行政改革大綱及びその推進状況については、「日立市報」に掲載して公表し、市民の理解、協力及び意見等を十分尊重しながら進行管理に反映させていくこととする。

日 立 市 行 政 改 革 推 進 事 項 一 覽

(分 類 順)

1 定員管理と給与等の適正化

(1) 職員定数の適正化

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
企画	行	日立市定員適正化計画の策定	○	○	○
保福	児	日立市母子寮（池の川さくら荘）の見直しについて		○	
	障	精神薄弱者援護施設調理員の非常勤職員化	○		
都	区	区画整理協会運営体制の見直し	○	○	○
農委	農委	農業委員会委員の見直しについて			○
	小計	5			

(2) 給与等の適正化

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
総務	人	時間外勤務の短縮と「健康日」の設定	○	○	○
		特殊勤務手当の見直し	○	○	○
	小計	2			
	分類計	7			

2 組織・機構の適正化

部	課所	事務事業名	H 8	H 9	H10
企画	行	全庁的な組織・機構の見直し	○	○	○
		分析センターの見直しについて	○	○	○
産	農	簡易水道事業事務の水道部への移管推進	○	○	○
水	水総	企業局組織の見直し（総務課の一本化）	○	○	○
下水	下総	企業局組織の見直し（総務課の一本化）	○	○	○
消	消総	日立市消防力の整備計画策定	○	○	○
教	教庶	学校給食共同調理場の見直しについて	○	○	○
		教育委員会組織の見直し	○	○	
	小計	8			
	分類計	8			

3 財政運営の健全化

(1) 事務事業の見直しによる財源の確保

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
政	民税	所得税確定申告書コピー委託の見直し	○		
	納	市税前納報奨金制度の見直し	○	○	○
		収納体制の強化と収納率の向上	○	○	○
		納税組合市税完納奨励金制度の見直しについて	○	○	○
	管	財産（土地）管理の適正化対策の策定	○	○	○
総務	総	追録図書の整理	○		
保福	高福	敬老会の開催事業の見直し	○	○	○
	障	日立市太陽の家運営の安定化	○	○	○
	保険	国民健康保険料完納奨励金の見直し	○	○	○
産	市場	冷暖房一部共同設備を個別設備に切り替える		○	
消	消総	日立市消防吏員給与品及び貸与品の使用期間の見直し	○	○	○
	小計	11			

(2) 委託業務・補助金等の適正化

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
企画	行	「（仮称）日立市委託事務執行の適正化に関する要綱」の制定	○	○	○
産	商	たばこ販売促進事業補助制度の廃止	○	○	○
		茨城県立中小企業センター運営協議会補助の廃止	○		
		日立管内商工労働行政連絡協議会の見直し	○		
	農	漁港等修築期成会の統合推進	○	○	
下水	下総	下水道使用料の見直し		○	○
	小計	6			

(3) 使用料・手数料の適正化

部	課所	事務事業名	H 8	H 9	H10
企画	日市	市民会館使用料の見直し	○	○	○
活	交	駐車場使用料の見直し	○	○	○
環境	衛	し尿汲取り料金の見直し	○	○	○
		火葬場使用料の見直し	○	○	○
		地域衛生施設使用料の見直し	○	○	○
		東平霊園管理料の見直し	○	○	○
	清セ	ごみ処理手数料の見直し	○	○	○
	分析	試験手数料の改定	○	○	○
保福	住宅	市営住宅使用料の見直し	○	○	○
産	観	共同福祉施設使用料の見直し(ホリゾンかみね)	○	○	○
		市民プール使用料の見直し	○	○	○
	農	中里若者センター使用料の見直し	○	○	○
	動物	動物園入園料の見直し	○	○	○
	計	計量検査所検査設備使用料の見直し	○	○	○
教	教席	教育使用料の改定について	○	○	○
	小計	15			
	分類計	32			

4 行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進

(1) 事務事業の見直しによる行政サービスの向上

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
政	財	後年度負担の伴う委託契約、リース契約の見直しについて	○		
総務	総	組織的文書管理システムの確立、維持	○	○	○
	防	日立市地域防災計画の見直し	○		
環境	ごみ減	「日立市ごみの減量化対策」の推進について	○	○	○
	天	中部観測所の設置及び全観測所のテレメータ化	○	○	○
保福	児	児童クラブの増設	○	○	○
	高福	ひとり暮らし老人に対する支援事業の見直し	○	○	○
		家庭奉仕員派遣事業の見直しについて	○	○	○
建	理	未登記道路の解消対策について	○	○	○
教	教庶	幼稚園教育振興計画の早期策定と推進について	○	○	
	小計	10			

(2) 事務事業の効率化及びO A化の推進

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
企画	行	ワープロプリンターとコピー機の連動	○		
		各種委員会等の見直し	○	○	
		財務関係規則の見直し	○	○	
		事務決裁規程の見直し	○	○	
政	産税	家屋評価計算の電算化	○	○	○
	契	工事業者・備品台帳・常備品管理のパソコン化	○	○	○
総務	人	パソコンによる人事管理システムの確立	○		
公社	公建	CADシステム導入	○	○	○
		設計書作成のパソコン化	○	○	○
	小計	9			

(3) 効果的な行政運営の推進

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
活	青	日立市ヤングテレホン相談業務の見直し	○	○	○
保福	高福	敬老祝金の支給の見直しについて	○	○	○
建	土	工事発注の早期化	○	○	○
	繕	工事費の節減と公務能率の向上	○	○	○
産	観	観光キャラバンの宣伝方法の見直し	○		
	小計	5			

(4) 民間委託の推進

部	課所	事務事業名	H 8	H 9	H10
総務	総	車両管理の一部を委託することについて	○	○	○
活	青	勤労青少年ホームの夜間管理委託化		○	○
保福	高福	市老人クラブ連絡協議会事務局の事務の見直し	○	○	
産	観	奥日立きららの里管理業務について(財)日立市公園協会への全面委託化	○	○	○
水	浄	浄水場保安管理業務(夜間・休日・祝祭日・年始年末)の委託化	○	○	
教	教庶	社会体育施設の維持管理委託について	○	○	○
	小計	6			

(5) 行政責任の明確化

部	課所	事務事業名	H 8	H 9	H10
企画	行	個人情報保護制度(条例)の制定		○	○
		行政手続条例の制定	○	○	○
	小計	2			
	分類計	32			

5 施設管理運営の適正化

部	課所	事務事業名	H8	H9	H10
企画	行	「(仮称) 日立市公益法人等の職員の給与及び旅費に関する規程準則」の制定	○	○	○
	シセ	シビックセンター休館日等の統一	○		
政	財	新規施設の建設、管理運営体制の改善	○		
活	市活	コミュニティセンターと公民館の連携について	○	○	○
	小計	4			
	分類計	4			

6 職員の能力開発と活用

部	課所	事務事業名	H 8	H 9	H10
総務	人	職員の意識改革と評価方法の検討について	○	○	○
		職員の流動的活用体制の整備	○	○	○
	小計	2			
	分類計	2			
	合計	85			